平成２３年（フ）第３６５号
千葉県佐倉市上座36番地７
債務者　佐藤　晃三
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　　弘美
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１６３６６号
東京都足立区一ツ家２丁目14―６―401
債務者　田中矢須男
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　裕貴
4　破産債権の届出期間　平成23年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６９号
佐賀県小城市三日月町久米1057―１、住民票上の住所佐賀県小城市小城町晴気905番地
債務者　江越　叔子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　団野　克己
4　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月22日午前11時40分
6　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７０号
佐賀県小城市小城町自在274番地41
債務者　儀間　一郎
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　団野　克己
4　破産債権の届出期間　平成24年１月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月22日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２７０号
東京都練馬区上石神井１丁目30―16―201
債務者　松田　　都
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　泰志
4　破産債権の届出期間　平成23年12月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８４号
新潟県五泉市南本町２丁目３番８号、前住所新潟県東蒲原郡阿賀町長谷3134番地
債務者　清野　勇太
1　決定年月日時　平成23年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　聡之
4　破産債権の届出期間　平成24年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月17日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８７号
鳥取県鳥取市桂見847番地４、住民票上の住所鳥取県鳥取市津ノ井291番地８
債務者　川元新太郎
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人河本・森法律事務所
4　破産債権の届出期間　平成23年12月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０７号
宮崎市大塚台西３丁目31番地１　大塚台教職員住宅１棟６号
債務者　富髙　啓順
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷口　　渉
4　破産債権の届出期間　平成23年12月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月９日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０１号
北海道上川郡東川町南町２丁目３番13号　アルテミス１Ｆ
債務者　内林　雅治
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月８日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０２号
北海道上川郡東川町南町２丁目３番13号　アルテミス１Ｆ
債務者　内林　恵子
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　池田めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月８日午後３時20分
5　免責意見申述期間　平成24年２月１日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１７号
北海道富良野市緑町15番58号
債務者　三浦　武敏
1　決定年月日時　平成23年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八重樫和裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年２月１日午後４時20分
5　免責意見申述期間　平成24年１月25日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３２号
大分県佐伯市向島２丁目14番10号
債務者　汐月　優子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　精治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第４９７号
仙台市青葉区土樋１丁目６番31号
債務者　高島　浩一
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　敏宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第９１３号
仙台市太白区中田７丁目７番８号　メゾンドボヌール202
債務者　村上　美香
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　勝田　　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係